

## ○大阪電気通信大学ソフトウェア管理規則

平成22年11月30日

制定

最近改正 平成27年2月24日

### (目的)

第1条 大阪電気通信大学(以下、本学という。)のコンピュータソフトウェア(以下ソフトウェア)の使用及び管理は、本規則の定めるところによる。本規則は、本学のソフトウェアの適切な使用及び管理を通じて、ソフトウェアの適法かつ有用な使用を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「オリジナルディスク」とは、ソフトウェアが記録されたメディアで、ソフトウェアの著作権者又は著作権者から許諾を得た者が記録し、作成したものをいう。
- (2) 「ライセンス」とは、ソフトウェアの購入、使用許諾契約の締結等により、ソフトウェアを適法に利用することができる地位をいう。
- (3) 「管理単位」とは、ソフトウェアの管理が実施される範囲で、この範囲ごとにソフトウェア管理責任者が選任されるものとする。
- (4) 「ソフトウェア管理責任者」(以下「管理責任者」という。)とは、管理単位ごとに選任され、ソフトウェア管理の実施について責任を有するものをいう。
- (5) 「インストール管理台帳」とは、コンピュータごとに実際にインストールされているソフトウェア名が記載された帳簿をいう。
- (6) 「ライセンス管理台帳」とは、購入その他の方法で取得したライセンスが記載されている帳簿をいう。
- (7) 「ソフトウェア監査」とは、実際にコンピュータにインストールされているソフトウェアを調査すること並びにその調査結果とインストール管理台帳及びライセンス管理台帳とを照合することをいう。
- (8) 「職員等」とは、学校法人大阪電気通信大学就業規則に定める職員の他、本学と雇用関係のあるすべての者をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規則は、本学が所有し、又は借用するすべてのコンピュータにインストールさ

れている、又はインストールされることとなるべきソフトウェアについて適用する。

(ソフトウェア管理の統括部署とその業務)

第4条 ソフトウェア管理の統括部署をメディアコミュニケーションセンターとする。

2 メディアコミュニケーションセンター長(以下「センター長」という。)は、定期的又は必要に応じて管理責任者に対して各管理単位におけるソフトウェア管理の実施を要請し、この結果の報告を受け、ソフトウェア管理が適切に行われているかを確認しなければならない。

3 センター長は、管理責任者に対して、ソフトウェアの適切な管理のための指導及び情報提供を行う。

(管理責任者)

第5条 ソフトウェアを利用する学内の組織、研究室及び事務部署にそれぞれ管理責任者をおく。

(管理責任者の業務)

第6条 管理責任者は、管理単位に所属するコンピュータに関して、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センター長からの要請に基づき、ソフトウェアの適正管理に関する監査実施結果をセンター長に報告すること。

(2) インストール管理台帳を作成し、ソフトウェアを新たにインストールし、又は削除したときは、速やかにインストール管理台帳に記載すること。

(3) ライセンス管理台帳を作成し、オリジナルディスクの購入、使用許諾契約その他によってライセンスを取得し、又はオリジナルディスクの廃棄、譲渡、使用許諾契約の解除その他によって、ライセンスを失ったときは、速やかにライセンス管理台帳に記載すること。

(4) オリジナルディスク、ライセンス証明書、使用許諾契約書等ライセンスを証明する文書を保管し、センター長から提示を求められたときは、直ちに提示すること。

(5) 管理単位において、定期的にソフトウェア監査を実施し、その結果をセンター長に報告すること。

(6) 管理責任者は単位に属する職員等及び学生に対して、ソフトウェアの適切な管理に関する指導及び周知徹底するよう努めること。

(遵守事項)

第7条 職員等及び学生は、ソフトウェア管理に関して、次に掲げる事項を遵守しなければ

ならない。

- (1) 管理責任者の承諾なく、本学が所有し、又は借用するコンピュータにソフトウェアをインストールしてはならない。
- (2) 管理責任者の承諾なく、本学が所有し、又は借用するソフトウェアのオリジナルディスク及びその複製物を学外へ持ち出してはならない。
- (3) 所属する管理単位内のコンピュータにインストールされることとなるべきソフトウェアを取得したときには、オリジナルディスク、ライセンス証明書、使用許諾契約書等ライセンスを証明する文書を、直ちに管理責任者に引き渡さなければならない。
- (4) コンピュータからソフトウェアを削除したときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。
- (5) ソフトウェア監査の実施に協力しなければならない。

(処分)

第8条 職員等及び学生が、ソフトウェアの利用等に関し、故意又は重大な過失によりこの規則に違反した場合は、本学の定める規則により、相当の処分を行う。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規則は、平成22年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。